

将来につなぐ持続可能なまちづくり

立地適正化計画に関する Q&A

本計画を策定するにあたり、よくあるご質問について回答します。今後とも、策定委員会やパブリックコメント等でいただいたご意見を参考に、疑問点にお答えできるように努めてまいります。

立地適正化計画を策定することで、具体的に何が変わるの？

本計画では、拠点となる場所やその役割など、目指すべき都市構造を明確にした上で、都市機能や居住の誘導区域を設定します。
誘導区域が公表されると、誘導区域外の一定規模以上の住宅開発や誘導施設の建築などの際に届出義務が発生します。

誘導施設や住宅は強制的に誘導区域内に集約されるの？

誘導区域内への集約を強制するものではありません。
本計画は約 20 年後を目標年次としており、時間軸を持ってゆるやかな誘導が図られるよう、様々な誘導施策を検討します。
また、『誘導』の概念として、既存施設等の維持や持続の視点も含まれています。

人口減少を前提としているが、人口を増やす努力はしないの？

薩摩川内市総合戦略では、雇用の創出、子育て環境の改善、市外からの移住定住の推進など、人口減少を防ぐための施策を進めることとしています。
本計画では、そういった施策と連携しながら、暮らしやすい生活環境が持続的に保たれるような都市構造を目指していきます。

計画を策定する際に参考とする都市はある？

現在、本計画を策定済みの市町村は約 280 都市ありますが、都市ごとの環境や課題によって考え方も様々なことから、特に参考としている都市はありません。本市における最適な考え方を整理することが重要だと考えています。



祁答院地域や甑島での区域設定がないのはなぜか？

本計画の対象地域が、法律上で都市計画区域と定められているためです。

ただし、様々な分析は市全域を対象に行っております。



届出を行わなかった場合に罰則はあるのか？

都市再生特別措置法に基づき 30 万円以下の罰金が科されます。

